

天草市地球温暖化防止実行計画

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、天草市役所における事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等の措置により、地球温暖化対策の推進を図るとともに、事業者・市民等の自主的な取り組みの推進を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

平成 25 年度(2013 年度)から平成 30 年度(2018 年度)までの6年間とし、計画の進捗状況や技術の進歩、新たな地球温暖化対策計画の策定等を踏まえて、必要な見直しを行う。

3. 計画の範囲

本庁、別館及び支所並びに本市の全ての機関における事務・事業とする。このうち、他者に委託して行う事務または事業は原則として対象外とするが、地球温暖化防止に向けた取り組みについては可能な限り本庁等と同様に行うこととする。

計画の取り組み範囲は天草市役所 ISO14001(以下「市役所 ISO」という。)の取り組み範囲に応じ段階的に拡大していく。

第2章 目標

1. 措置の目標

温室効果ガスの排出抑制のための個別の取り組み(措置)についての目標は、市役所 ISO に定める目的・目標及び実施計画をそれぞれ準用する。

2. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

温室効果ガスの総排出量に関する削減目標は平成 18 年度を基準年とし、平成 30 年度において 11%削減する。

・平成 18 年度(2006 年度)排出量算定値	4,123,925 kg-CO ₂
・平成 30 年度(2018 年度)排出量目標値	3,670,293 kg-CO ₂
・差し引き削減量	670,293 kg-CO ₂

第3章 取り組み

1. 取り組み

目標達成の具体的な取り組みについては市役所 ISO の環境マネジメントシステムに定める、省エネルギー実施手順、省資源・リサイクル実施手順、公共工事環境配慮手順及び天草市グリーン購入指針をそれぞれ準用する。

第4章 推進と点検・評価

1. 推進・点検体制

計画の推進に関する基本的な事項を検討するため、地球温暖化防止推進会議を設置する。(以下「推進会議」という。) 推進会議は ISO 推進会議を以ってあてる。

また、計画の推進を円滑に行うため、各課等に地球温暖化防止実施委員(以下「実施委員」という。)並びに地球温暖化防止実行部門の長(以下「実行部門の長」という。)を置く。実施委員は ISO 実施委員、実行部門の長は、ISO 実行部門の長を以ってあてる。

2. 職員に対する研修等

全職員を対象に、地球温暖化防止に関する意識と知識の向上を目的とした職員研修会を市役所 ISO の環境教育・訓練にあわせて開催する。

3. 実施状況の点検・評価の方法

市役所 ISO の要綱・要領、手順・手引等に従い、定期的に実施状況の点検・評価を行う。

4. 計画の見直し・変更

計画の点検・評価を行い、必要があれば計画を見直し変更できるものとする。

第5章 実施状況の公表

1. 実施状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果については、年に1回市のホームページ等で行う。

附則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

この計画は、平成30年4月1日から施行する。